

家畜共済制度の概要

○ 家畜共済制度は、

① 死亡廃用共済（生命保険に類似した制度）

家畜がと畜される前に、死亡や廃用※となった場合に補償

② 疾病傷害共済（医療保険に類似した制度）

家畜の疾病・傷害についての診療費相当額を補償

で構成されている。

個人又は法人が、家畜の種類ごとに、すべての飼育頭数で加入することが基本。

※「廃用」とは、病気や傷害によって死にひんした状態になったり、乳牛の乳が出なくなるなど家畜として使用する価値がなくなった状態になったりすること。

1 共済目的（家畜共済の対象）

乳用牛、肉用牛、馬、種豚、肉豚

2 共済金額（補償の最高限度額）

共済金額とは、家畜共済における補償の最高限度額であり、共済価額（農業者が飼養する家畜の価額の総額）に付保割合を乗じて得られる。

$$\text{共済金額} = \text{共済価額} \times \text{付保割合}$$

付保割合とは、保険に付される補償割合であり、最低割合（2～4割（肉豚は4～6割）の範囲内で組合等が定める）以上8割までの範囲内で、農業者が選択する。

3 共済金

家畜に事故が発生した場合、共済掛金等を原資として農家に共済金を支払う。

（1）家畜が死亡又は廃用になった場合に支払われる共済金

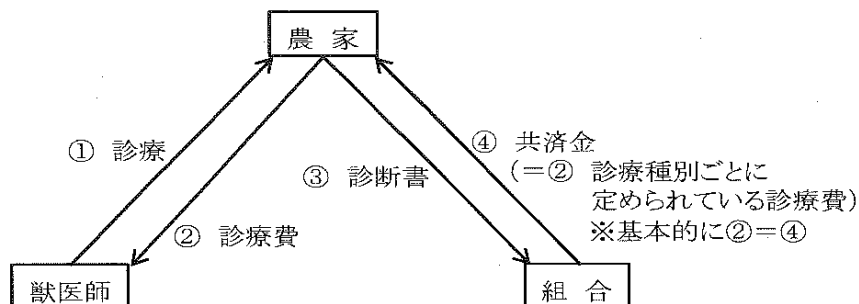
$$\text{共済金} = \text{農家の損害額} \times \text{付保割合}$$

農家の損害額は、家畜の価額から事故家畜に係る肉代、補償金等の収入を控除した金額。

(2) 家畜の疾病又は傷害に対して診療を行った場合の共済金

診療に要した費用を共済金として組合は農家に支払うが、この場合の診療に要した費用は、診療種別ごとに定められている診療点数をもとに算出することとされている。

・診療から共済金受領までの流れ



診療点数とは

- ・人の保険診療と同様に、獣医師が行う診療行為に要する費用を診療内容の種別ごとに点数（1点10円）によって客観的に表示したもの（農林水産大臣が告示）
- ・同一の診療行為に対しては全国一律の点数を適用
- ・薬価基準表（診療点数表付薬価基準表）は、共済金の支払対象となる医薬品について品名、会社名、規格・包装単位ごとに薬価を示したもの
- ・薬価基準表に収載されている医薬品は薬価を診療点数に加えることができる
- ・診療点数及び薬価基準は、経済事情の変化、獣医技術や医療用器具等の進歩等を踏まえて、3年ごとに改定

$$\text{共済金} = \text{診療点数} \times 10 \text{円}$$

（例）獣医師が筋肉内注射を行った場合

<適用となる種別と診療点数>

種別	診療点数	
筋肉内注射	B種60点	A種12点

B種：診療費全体に対応する点数

A種：診療費のうち医薬品等の直接費に対応する点数

<診療点数の構成>

B種点数（60点）

診療技術料等 (診療サービスに対応する費用)		医薬品、医療品等の費用 (消毒用エタノール、注射針、注射筒等の費用)
---------------------------	--	---------------------------------------

B種点数とA種点数との差（48点）

A種点数（12点）

農業災害補償法に基づく

家畜共済の概要

経営局保険課・保険監理官

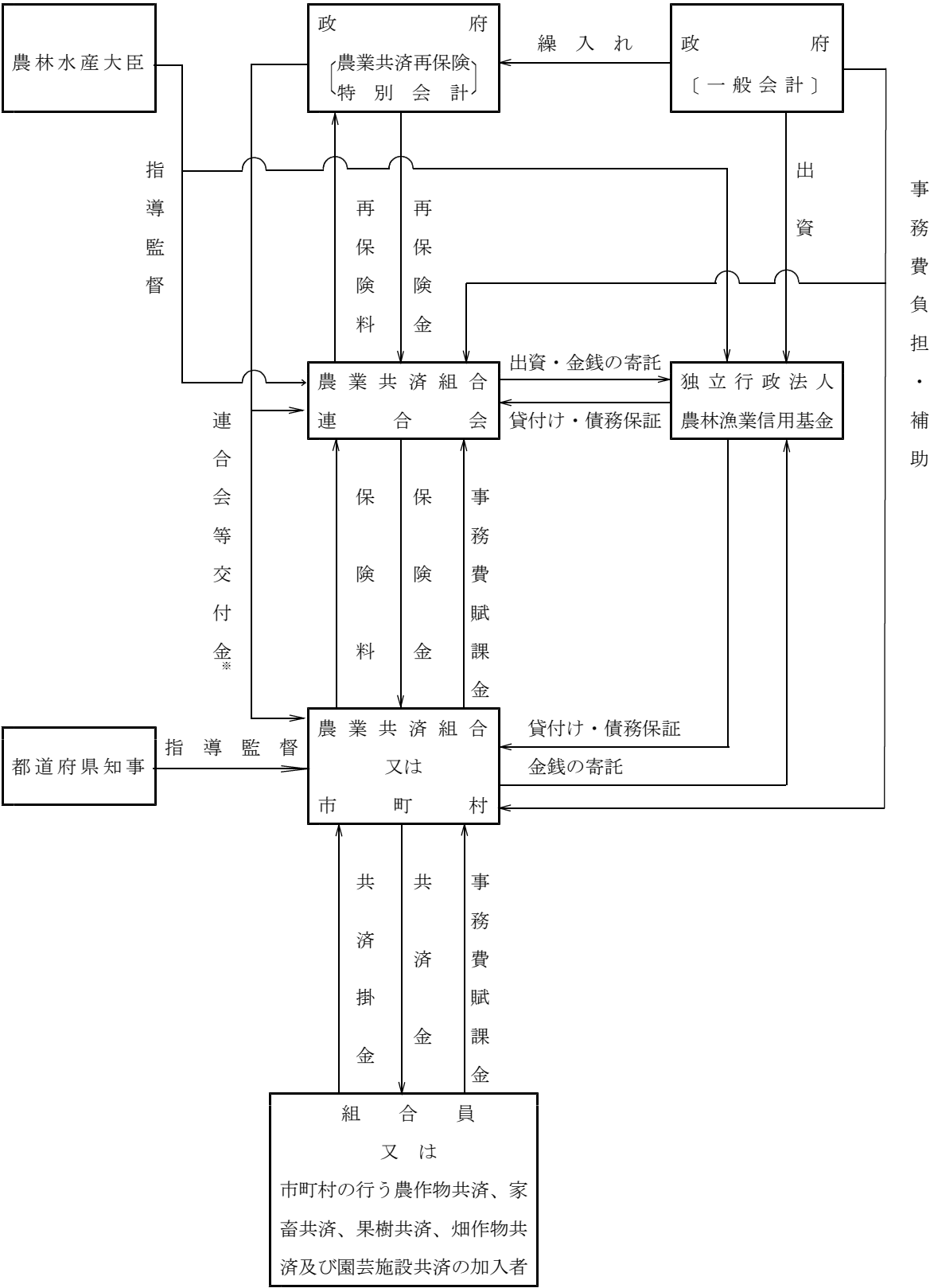
目 次

第 1	家畜共済制度の変せん	1
第 2	家畜共済制度の仕組み	9
第 3	家畜共済の実績	20

平成 2 5 年 1 2 月

農林水産省

農業災害補償制度の機構



※ 都道府県単位の農業共済組合（以下「特定組合」という）にあっては、政府—特定組合—組合員となる。
※ 連合会等交付金：農業災害補償法第12条等の規定により、農家が支払うべき共済掛金のうち約1/2を国が負担することとなっているが、その負担分は、同法第13条等の規定により、組合等又は連合会に交付している。

この冊子に記載されている法とは農業災害補償法、政令とは農業災害補償法施行令、規則とは農業災害補償法施行規則のことです。

第 1 家畜共済制度の変せん

年 次	制度変せんの概要	参 考
明治19		パウル・マイエット「農業保険論」を起草
24		「日本振農策」(エッゲルト)刊行
33		産牛馬組合法公布、保険業法公布
38	各府県の家畜共済事業について調査(第1回)	
39		「家畜保険論」(津野慶太郎)刊行
44	各府県の家畜共済事業について調査(第2回)	
大正 4		畜産組合法公布
12	地方畜産主任官会議に「家畜共済事業の現況及之が普及発達を促進する為執るべき方策如何」を諮問	この頃から中央、地方の各団体から政府に対して家畜保険法制定の建議、請願、陳情が相次ぐ。
14	各府県の家畜共済事業について調査(第3回)	
15	商工省に損害保険制度調査委員会を設立し農業関係保険制度について諮問	
昭和 2	上記委員会家畜保険に関する審議を開始	
3	上記委員会家畜保険に関し答申	
4	家畜保険法(3月法律第19号)公布 家畜再保険特別会計法(3月法律第11号)公布	畜産局に家畜保険課設置
5	秋田県山本郡家畜保険組合に対し最初の設立認可指令	
6	高等小学校読本農村用第3学年(上)に「家畜保険」掲載	
8		農業動産信用法公布
9	家畜保険組合衛生施設助成規則公布 (病傷の診療、予防に要する組合の費用に対し助成)	
11	家畜保険小団体施設省令公布 (加入の団体的取りまとめ等に対し奨励金を交付)	漁船保険法公布
13		農業保険法公布
14		農業再保険特別会計法公布
16	家畜保険省令規則公布 (加入増加のための事業、普及宣伝事業、事故防止事業に対し奨励金を交付)	農林省官制改正により、農政局農業保険課において家畜保険に係る事務を分掌することとなる。
18		農業保険法の改正(純保険料国庫負担、強

年 次	制度変せんの概要	参 考
昭和22	農業災害補償法（12月法律第185号）公布（死亡廃用共済、疾病傷害共済、生産共済） 簡易家畜診療所の設置補助開始。22～25年1,000か所。	制加入制度)
23	引受開始、廃用の解釈取扱いを通達	馬の流行性脳炎発生 へい獣処理場等に関する法律公布
24	農業災害補償法の一部改正（6月法律第201号）（牛馬の死亡廃用共済の義務加入制、最低共済金額制） 農業災害補償法の一部改正（12月法律第265号）（最低共済掛金の1/2国庫負担） 家畜共済事業事務費の負担はじまる。加入頭数伸びはじめる。廃用の解釈取扱いを通達。	家畜商法公布 獣医師法公布 牛の流行性感冒発生
25	加入頭数増加、死廃事故多発、馬伝貧・牛結核の事故増加、廃用事故の範囲を明確化	牛の流行性感冒大発生 24～25年で約60万頭 家畜保健衛生所法公布 家畜改良増殖法公布
26	事故防止と事故の適正取扱いを通達	家畜伝染病予防法公布
27	家畜事故防止施設費補助開始。27～30年1,501か所。疾病傷害共済乙種の実施、事業ようやく安定化へ。	牛の流行性感冒発生 農業共済基金法公布 漁船損害補償法公布
28	家畜共済の臨時特例法（8月法律第244号）（死亡廃用共済と疾病傷害共済の一元化を2年間試験的に実施）	と畜場法公布
29		酪農振興法公布
30	農業災害補償法の一部改正（7月法律第95号）（死廃病傷共済の全面実施） 病傷事故、乳牛の廃用事故が増加、収支再び悪化 事故低下補助金の交付開始	
31	病傷事故増加、死廃事故確認・適正評価・診療適正化対策を実施	牛の流行性感冒発生 家畜取引法公布
32	病傷診療内容適正化対策を通達	農業災害補償法の一部改正（一筆収量建制の採用、市町村移譲、監督の強化等）
33	病傷事故の適正取扱いを通達、乳牛事故対策府県を指定	牛の流行性感冒発生

年 次	制度変せんの概要	参 考
昭和34	農業災害補償法の一部改正（3月法律第27号） （牛馬の死傷病傷共済の掛金の死傷部分の1/2を国庫負担、乳牛加入奨励金の交付） 診療所整備強化補助開始	牛の流行性感冒発生 伊勢湾台風の家畜共済金9千万円
35	病傷事故の適正取扱いを通達、乳牛事故対策府県を拡大	薬事法公布
36	家畜共済制度改正の準備調査開始	農業基本法公布
37	多頭飼育加入奨励金の交付	
38	加入推進奨励金の交付	農業災害補償法の一部改正（農作物共済責任の拡充、補てん内容の充実、国庫負担の合理化、病虫害の事故除外等） 漁業災害補償法公布
39		
40	家畜共済制度改正の検討開始	
41	農業災害補償法の一部改正（7月法律第125号） (1) 引受方式の改善（包括引受方式の採用） (2) 共済事故の選択制を採用 (3) 牛、馬の共済掛金国庫負担の拡充 (4) 責任保有の合理化（異常事故の全額再保険） (5) 家畜共済損害防止事業の強化 (6) 病傷給付方式の合理化 (7) そ の 他 共済掛金標準率の改定期間の短縮、損害評価会の審査義務の廃止、生産共済の廃止、山羊めん羊の除外、再保険料の分納、住所移転者の共済関係の特例	
42	改正制度4月から実施	
45	家畜共済損害防止事業の強化（乳牛の乳房炎、肉用牛の繁殖障害を追加）	
46	農業災害補償法及び農業共済基金法の一部改正（5月法律第79号） (1) 牛、馬の共済掛金国庫負担割合の改善。新たに種豚への共済掛金国庫負担の実施 (2) 病傷診療費の一部（初診料）農家負担制の導入	農業共済団体の組織の整備、農作物共済の合理化、蚕繭共済の充実、農業共済基金の業務範囲の拡大及び農業共済組合連合会に対する業務委託等 家畜伝染病予防法の一部改正

年 次	制度変せんの概要	参 考
昭和47	改正制度 4 月から実施 家畜事故対策府県を指定	牛の異常産発生（アカバネ病）
48	家畜の損害防止事業の強化（肉用牛の尿石症を追加） 国庫負担対象共済金額の限度額の頭数区分撤廃	
49	家畜診療所整備強化事業開始 （一般・基幹それぞれ 5 か年計画）	
50	家畜共済の共済掛金割引の指定共済金額（病傷給付対象共済金額の限度）の改定 事故除外の範囲の拡大	農作物共済の充実と合理化、蚕繭共済の充実、果樹共済の合理化、農業共済基金の業務範囲の拡大等
51	農業災害補償法及び農業共済基金法の一部改正（5 月法律第30号） （1）肉豚を家畜共済の共済目的に追加 （2）牛、種豚の共済掛金国庫負担割合の改善 （3）組合等における共済責任の一部保留の原則化 家畜共済不振地区対策事業の実施（適正加入推進）	
52	改正制度 4 月から実施 家畜の損害防止事業の強化（牛のピロプラズマ病を追加）	
53	農業災害補償法及び農業共済基金法の一部改正（5 月法律第57号） （家畜診療施設の法的位置づけの明確化） 家畜共済不振地区対策事業の拡大（適正加入推進及び予防衛生等指導事業）	畑作物共済及び園芸施設共済の本格実施、農業共済基金の業務範囲の拡大
54	改正制度 4 月から実施 家畜共済地域対策事業開始（連合会は地域対策協議会の設置、組合等は事故発生防止事業－家畜共済不振地区対策事業の拡大） 家畜診療所整備強化事業 （新たに 5 か年計画として開始）	
55	農業災害補償法の一部改正（4 月法律第31号） （馬、肉豚の共済掛金国庫負担割合の改善）	
56	改正制度 4 月から実施	蚕繭共済及び果樹共済の改善合理化 薬事法の一部改正（抗生物質の使用規制）

年 次	制度変せんの概要	参 考
昭和58	家畜共済地域対策事業の内容一部変更 (組合等の事故発生防止事業に種豚の追加)	家畜改良増殖法の一部改正 (家畜受精卵移植に関する規制及び輸入に係る家畜人工授精用精液の利用に関する措置) 学校教育法の一部改正 (獣医学教育6年制に移行) 酪農振興法の一部改正→酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に変更
59	家畜診療所整備強化事業開始 (農業共済団体等運営特別事業として)	
60	家畜共済損害防止事業交付金の負担割合の縮減 (交付率70/100→65/100) 農業災害補償法の一部改正 (6月法律第50号) (1) 肉牛の子牛及び胎児を共済目的に追加 (2) 危険段階別共済掛金率の設定方式の導入	補助金等一括法の公布 (国の負担金、補助金等の整理及び合理化) 危険段階別共済掛金率の設定方式の導入 (各事業共通) 並びに農作物共済、果樹共済及び園芸施設共済の改善合理化 この頃より生乳の体細胞数に関する自主規制
61	改正制度4月から実施	牛の異常産 (チューザン病・九州、アカバネ病・東北) の発生
62	家畜の損害防止事業の交付金負担割合の縮減 (交付率65/100→60/100)	農業災害補償法施行令の一部改正
平成元		へい獣処理場等に関する法律の一部改正→化製場等に関する法律に変更
2	農業共済地域対応強化総合対策開始 (家畜共済地域対策事業は高被害率地域対策事業に、家畜診療所整備強化事業は家畜診療所再編整備強化事業に変更) 乳用牛、肉用牛の死廃事故が増加、収支悪化	肉用子牛生産安定等特別措置法の施行
3	農業共済地域対応強化総合対策の高被害率地域対策事業にハードヘルズ型が新設	牛肉の輸入自由化開始
4		獣医師法の一部改正 獣医療法の制定 家畜改良増殖法の一部改正

年 次	制度変せんの概要	参 考
平成 5	農業共済地域対応強化総合対策の高被害率地域対策事業の一般型の内容が拡充 (農家調査に血液検査等が追加)	農業災害補償法の一部改正 (5月法律第35号)。生産組織を単位とした共済関係の導入並びに農作物共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の責任分担の改善、共済掛金に係る国庫負担方式の合理化。
6	家畜共済損害認定準則の一部改正 (残存物の基準額設定)	ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意受け入れ (12月)
7	死廃事故低減体制整備緊急対策事業 (指定助成事業、5～7年度)	WTO協定採択 (4月)
8		新食糧法成立 (12月)
9		WTO設立 (1月)
10		新食糧法施行 (11月)
11	農業災害補償法施行規則の一部改正 (12月農林水産省令第67号) (肉豚の引受方式を、出生日を同一とする飼養群から、離乳した日を同一とする飼養群を単位として引き受ける方式に改めた。)	
12	死廃事故低減体制整備緊急対策事業一年間延長	
13		家畜伝染病予防法の一部改正 (家畜伝染病の範囲の合理化、国内防疫体制の整備、輸入検疫の合理化)
14	家畜共済システムの実験実施	農政改革大綱策定 (12月)
15	家畜共済システムの本格実施	新農業基本法成立 (7月)
16	農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部改正 (6月法律第69号) (1) 新たな事故除外方式の導入 (2) 肉豚共済の引受方式の改善及び年間一括引受方式の試験的導入 (3) 責任分担の見直し (4) 農業共済事業の二段階制の導入	
17	改正制度 4月から実施	口蹄疫が宮崎県及び北海道下で発生 (3月及び5月)
18	家畜群疾病情報分析管理事業開始	食料・農業・農村基本計画閣議決定 (3月)
19	豚コレラ、アフリカ豚コレラを家畜異常事故に追加	有珠山の噴火 (3月)
20		三宅島雄山の噴火 (8月)
21		家畜伝染病予防法の一部改正 (国内の防疫体制の整備、輸入検疫の強化等)
22		牛海綿状脳症 (BSE) が千葉県下で発生 (我が国初) (9月)
23		と畜場における全頭BSE検査開始 (10月)

年 次	制度変せんの概要	参 考
平成14	伝達性海綿状脳症（ＢＳＥ）を廃用事故（３号）に追加（１月告示第24号） 家畜医療画像電送システム支援事業開始	「食」と「農」の再生プラン策定（４月）
15	農業災害補償法の一部改正（６月法律第91号） (1) 乳牛の子牛及び胎児を共済目的に追加 (2) 死廃共済金支払限度の設定 (3) その他 肉牛の胎児価額の算定方法の改善、 多種包括共済の共済掛金率の計算方法の改善、共済掛金標準率の算定方法の改善 高度家畜診療体制整備事業の開始 ①家畜群疾病情報分析管理システム普及定着 ②家畜医療情報電送システム	牛の個体識別のための情報管理及び伝達に関する特別措置法公布（６月法律第72号） 消費・安全局発足（食糧庁廃止、７月） 内閣府食品安全委員会創設（７月）
16	改正制度４月から実施 高度家畜診療体制整備事業の拡充（事故発生要因分析・改善指導）	高病原性鳥インフルエンザが山口県、大分県及び京都府下で発生（79年ぶり・１月から３月）
17		食料・農業・農村基本計画閣議決定（３月）
18	家畜共済事故低減情報システム開発・指導事業の開始	ポジティブリスト制度の適用開始（５月）
19		豚コレラ清浄化（４月）
20	家畜共済損害認定準則の一部改正（10月告示第1502号）（基準単価の設定方法の変更）	
21	家畜の損害防止事業の見直し（３月告示第444号）（牛の肝蛭症、牛のピロプラズマ病、馬の骨軟症を削除。牛の寄生虫性腸炎、牛の運動器疾患、種豚の繁殖障害を追加。乳牛のケトン症を周産期疾患として組み直し。）	ＢＳＥステータスが「管理されたリスク」に決定（５月）
22	農業災害補償法施行規則の一部改正（３月農林水産省令第22号） (1) 乳牛の雌等（子牛等選択）及び肉用牛等（子牛等選択）の包括共済関係を有する者の乳牛の雌以外の子牛等の定義の変更	口蹄疫が宮崎県で発生（10年ぶり・４月から７月） 口蹄疫対策特別措置法公布（６月法律第44号）

年 次	制度変せんの概要	参 考
平成23	(2) 市町村の共済事業廃止等に伴う措置 ①待期間に係る例外事由の追加 ②個別共済関係に付する家畜の年齢制限に係る例外事由の追加 ③家畜共済の廃用事故の範囲に係る共済責任の始まった時のみなし規定の追加 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（４月法律第16号）の附則における農業災害補償法の一部改正 家畜伝染病予防法施行規則等の一部を改正する省令の本則における農業災害補償法施行規則の一部改正（６月農林水産省令第38号及び９月農林水産省令第57号）	東日本大震災（３月） 口蹄疫清浄ステータス回復（２月） 家畜伝染病予防法の一部改正（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザの発生状況等を踏まえ、家畜伝染病の発生の予防、早期の通報、迅速な初動等に重点を置いて家畜防疫体制を強化）
平成24	(1) 共済事故から家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）の規定により家畜の評価額の全額が手当金、特別手当金又は補償金として交付される原因となる死亡を除外し、廃用の範囲からも除外した。 (2) 家畜異常事故から牛疫、口蹄疫、豚コレラ又はアフリカ豚コレラによる死亡及び廃用を除外した。	
平成25	家畜の損害防止事業の見直し（牛の金属異物性疾患、肉牛の尿石症を削除。）	BSEステータスが「無視できるBSEリスク」の国に認定（５月）

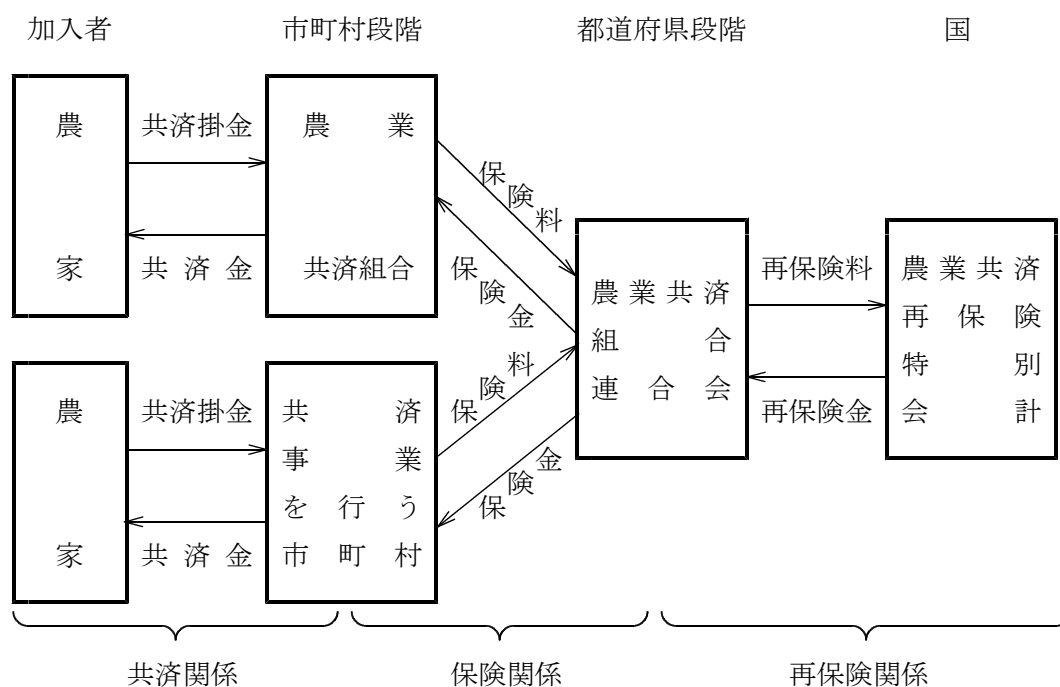
第2 家畜共済制度の仕組み

1. 機 構

農業災害補償制度は、同様の危険にさらされている多数の農家が共済掛金を出し合って共同準備財産を造成しておき、災害があったときは、その共同準備財産をもって被災農家に共済金の支払いをするという農家の相互扶助を基本とした制度である。

家畜共済制度は、絶えず発生する死亡、廃用、疾病及び傷害の事故について、市町村の単位や都道府県の単位だけでは完全な危険分散ができないので、市町村段階における農業共済組合又は共済事業を行う市町村（以下「組合等」という。）が負う共済責任のうち一定部分を都道府県段階の農業共済組合連合会の保険に付し、更に農業共済組合連合会の負う保険責任の一定部分を国の再保険に付している。

家畜共済の実施機構は次のとおりである。



(備考)

農業災害補償制度の運営は、基本的には上記のように三段階制により行われているが、地域の意向により二段階制（特定組合、政府）での実施も可能とされている。

2. 共済目的の種類（法84①、②、法115①、法150の5の2）

共済目的は、出生後第5月の月の末日を経過した牛（ただし、出生後第5月の月の末日を経過しない子牛及び授精等の後240日以上の子牛は、共済規程又は条例の定めるところにより、共済目的とすることができる。）、出生の年の末日を経過した馬、出生後第5月の月の末日を経過した種豚及び出生後第20日の日（その日に離乳していないときは離乳した日）から原則として出生後第8月の月の末日までの肉豚とし、次の15種類に区分して扱う。

（注）牛及び馬については農林水産大臣の指定地域では、加入資格の取得が早められる。

乳 用 成 牛	乳牛の雌で、共済掛金期間開始の時ににおいて出生後第5月の月の末日を経過したもの
成 乳 牛	乳牛の雌で、共済掛金期間開始の時ににおいて出生後第13月の月の末日を経過したもの
育 成 乳 牛	乳牛の雌で、共済掛金期間開始の時ににおいて出生後第5月の月の末日を経過し、第13月の月の末日を経過しないもの
乳 用 子 牛 等	乳牛の雌で、共済掛金期間開始の時ににおいて出生後第5月の月の末日を経過しないもの並びに乳牛の雌以外の乳牛の子牛（出生後第5月の月の末日を経過しない牛）で出生後引き続き飼養されているもの及び乳牛の胎児
肥 育 用 成 牛	肉用牛で、肥育の対象となるもののうち、共済掛金期間開始の時ににおいて出生後第5月の月の末日を経過したもの
肥 育 用 子 牛	肉用牛で、肥育の対象となるもののうち、肥育用成牛以外のもの
その他の肉用成牛	肥育用成牛及び肥育用子牛以外の肉用牛で、共済掛金期間開始の時ににおいて出生後第5月の月の末日を経過したもの
その他の肉用子牛等	肥育用成牛、肥育用子牛及びその他の肉用成牛以外の肉用牛及び乳牛以外の牛の胎児
乳 用 種 種 雄 牛	乳用種に属する種雄牛で、種畜証明書の交付を受けているもの
肉 用 種 種 雄 牛	肉用種に属する種雄牛で、種畜証明書の交付を受けているもの
種 雄 馬	品種にかかわらずすべての種雄馬で、種畜証明書の交付を受けているもの
一 般 馬	種雄馬以外の馬
種 豚	繁殖用の豚
一 般 肉 豚	特定肉豚以外の肉豚
特 定 肉 豚	法第150条の5の4の特定包括共済関係に係る肉豚

（注）乳用成牛を共済目的の種類とする地域と成乳牛及び育成乳牛を共済目的の種類とする地域は異なっている。

3. 加入及び共済関係の成立（法15①、法111、法111の3、法150の5の3）

（1）加入資格者

組合等の区域内に住所を有するもので、牛、馬又は豚について養畜の業務を営む者。

（2）共済関係の成立

家畜共済の共済関係には、「包括共済」と「個別共済」があり、それぞれ農家の加入申込みを組合等が承諾することによって成立する。

ア 乳牛の雌等、肉用牛等、種雄馬以外の馬、種豚及び肉豚については、その種類ごとに、農家はその全頭を加入する。これを「包括共済」という。このうち、肉豚については、飼養群を単位として引受ける引受方式と農家単位に年間一括で引受ける引受方式（特定包括共済）とがある。

イ 種雄牛及び種雄馬については1頭ごとに加入する。これを「個別共済」という。

ウ 特定包括共済は、以下の加入資格の要件を満たす者が共済関係を成立させることができる。

(ア) 畜舎への立入調査により、母豚の頭数、畜舎の構造及び敷地面積その他肉豚の飼養頭数の確認のための必要な事項が把握できること。

(イ) 過去3年間に於いて母豚の繁殖成績及び出生した豚の離乳の日までの死亡率を記録しており、今後も記録することが確実であると見込まれること。

(ウ) 過去3年間に於いて自家生産豚が出荷する豚のおおむね全頭を占めており、今後もそれが確実であると見込まれること。

(エ) 過去3年間に於いて出荷頭数に関する資料の提出について協力が得られる市場に出荷しており、今後もそれが確実であると見込まれること。

エ 包括共済の加入が拒まれた場合は、健康な家畜のみを個別共済に付することができる（子牛及び牛の胎児並びに肉豚を除く。）

包括共済対象家畜の種類と共済目的の種類との関係

包括共済対象家畜の種類	共 済 目 的 の 種 類
乳 牛 の 雌 等 肉 用 牛 等	乳用成牛又は成乳牛及び育成乳牛並びに乳用子牛等 肥育用成牛、肥育用子牛、その他の肉用成牛及びその他の肉用子牛等
種雄馬以外の馬	一般馬
種 豚	種 豚
肉 豚	一般肉豚又は特定肉豚

4. 共済価額及び共済金額（法114の2、法114、法150の5の8、法150の5の9）

(1) 包括共済及び特定包括共済

加入者単位に、乳牛の雌等、肉用牛等、種雄馬以外の馬、種豚及び特定包括共済に係る肉豚ごとに、現に飼養している家畜の価額を合計したもの及び肉豚の飼養区分ごとに共済掛金期間開始の時に飼養している肉豚の価額を合計した額を共済価額という。共済価額の最低の割合〔2～4割（肉豚は4～6割）の範囲内で共済規程、条例で定める。〕を乗じた額と最高の割合（8割）を乗じた額の範囲内で加入者が申し出た金額により共済金額を設定する。

〔例 示〕 共 済 価 額

個々の家畜の価額の合計額 120万円

乳牛の雌等		
A		母牛 40万円 胎児 10万円
B		母牛 40万円 胎児 10万円
C		20万円

$\left\{ \begin{array}{l} 120万円の20\sim40\% \\ 24万円\sim48万円 \end{array} \right. \sim \begin{array}{l} 120万円の80\% \\ 96万円 \end{array}$

この範囲内で加入者が選択する。

〔異動例〕

◇途中で30万円の乳牛Dが増加したとき

◇乳牛3頭及びその胎児
が包括共済に加入した。

共済関係は自動的にDに及
ぶが、付保割合は低下する。

共済掛金を追加払いして直
前の付保割合まで共済金額
を増額することができる。

A		母牛40万円 胎児10万円
B		母牛40万円 胎児10万円
C		20万円

共済価額 120万円

共済金額 60万円

付保割合 $\frac{60}{120} = 50\%$

A		母牛40万円 胎児10万円
B		母牛40万円 胎児10万円
C		20万円
D		30万円

共済価額 150万円

共済金額 60万円

付保割合 $\frac{60}{150} = 40\%$

A		母牛40万円 胎児10万円
B		母牛40万円 胎児10万円
C		20万円
D		30万円

共済価額 150万円

共済金額 75万円

付保割合 $\frac{75}{150} = 50\%$

◇途中で20万円の乳牛Cを出荷したとき

A		母牛40万円 胎児10万円
B		母牛40万円 胎児10万円

共済価額 100万円

共済金額 60万円

付保割合 $\frac{60}{100} = 60\%$

(注) 付保割合とは共済金額を共済価額で除した割合である。

(2) 個 別 共 済

個々の家畜の価額を共済価額とし、それに最低の割合（２～４割の範囲内で共済規程、条例で定める。）を乗じた額と最高の割合（８割）を乗じた額の範囲内で加入者が申し出た金額により共済金額を設定する。

５． 共済掛金率（法115）

共済掛金率は、共済目的の種類ごとに次のように定める。なお、組合等は共済事故の発生状況その他危険の程度により危険段階別に定めることができる。

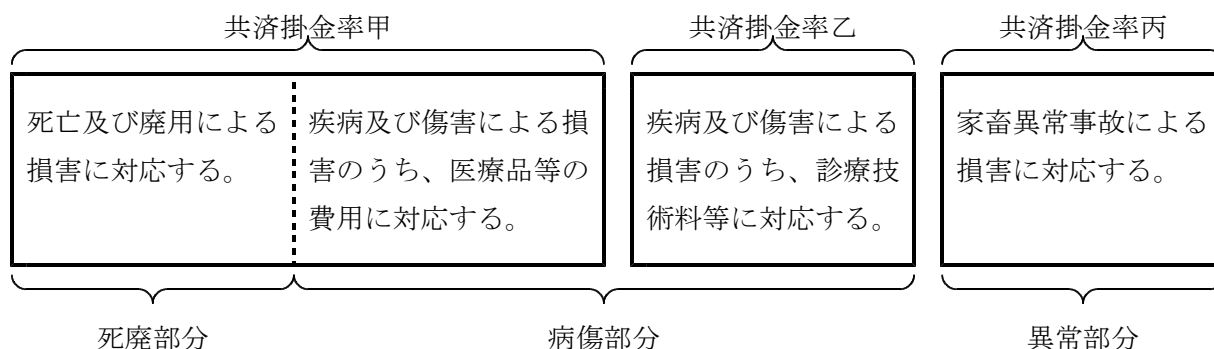
共済掛金率＝共済掛金率甲＋共済掛金率乙＋共済掛金率丙

共済掛金率甲≧共済掛金標準率甲

共済掛金標準率乙≦共済掛金率乙≦農林水産大臣の定める率

共済掛金率丙≧共済掛金標準率丙

（注）共済掛金標準率は、共済目的の種類ごとに、一定年間における被害率を基礎とし、地域別に農林水産大臣が定め、一般に３年ごとに改定される。



６． 共済掛金と国庫負担（法115、法13の２、法13の６）

共済掛金は、共済金額に共済掛金率を乗じて得た金額である。

国庫負担額＝共済金額（農林水産大臣が定める金額を限度とする。）×共済掛金標準率
×国庫負担割合

国庫負担割合

種 類	国庫負担割合
牛・牛の胎児・馬 豚	1 / 2 2 / 5

7. 共済責任の分担（法121①、法122②、法123①、法124③、法133、法134②、法135、法136③）

(1) 組合等の共済事業

組合等が加入者から共済掛金を受領し、共済事故による損害が生じた場合に共済金を支払う。

(2) 農業共済組合連合会の保険事業

ア 組合等の共済責任の8割を保険する（「イ」の保険関係）。

イ 共済事業や保険事業の事業主体が家畜診療所を設置している地域では、病傷事故による損害のうち診療技術料等に対応する部分を除いた部分の8割を保険する（「ロ」の保険関係）。

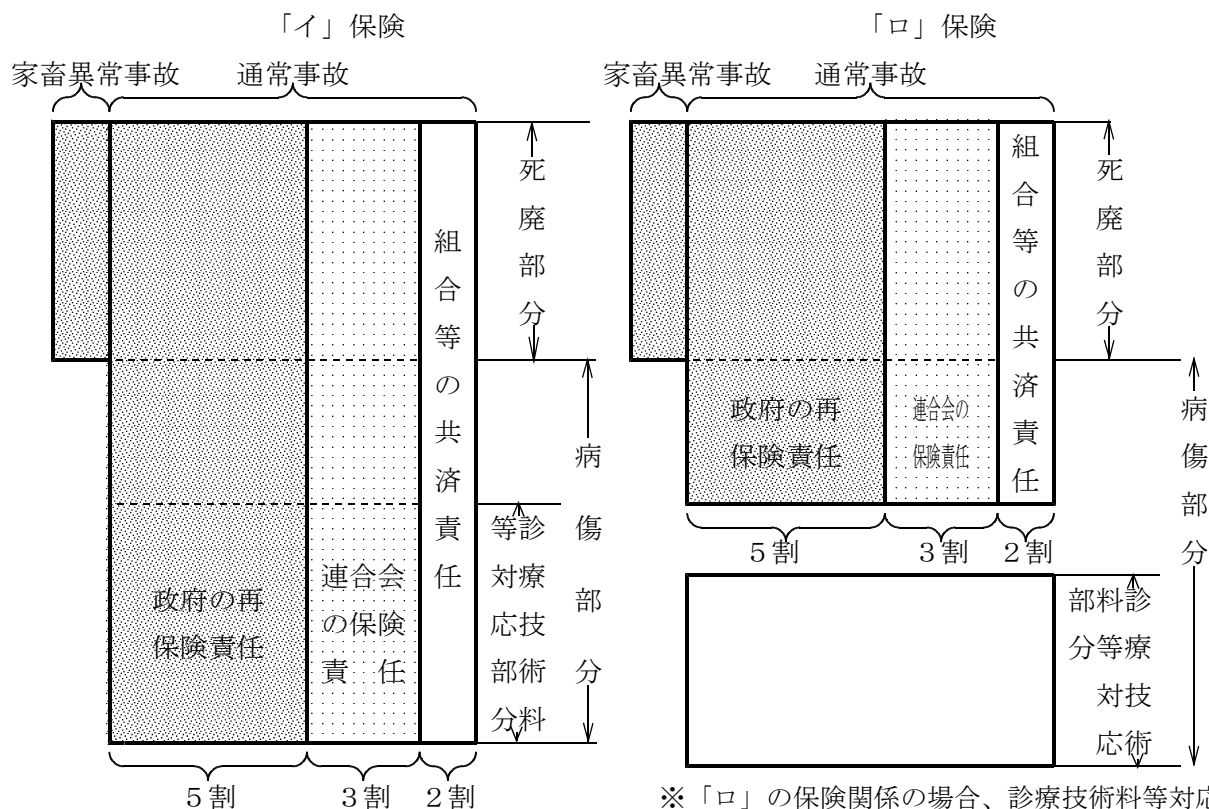
ウ 特別の事由があるときは、保険割合を7割とすることができる。なお、一定の条件に該当する場合は、当分の間、保険割合を9割とすることができる。

(3) 政府の再保険事業

ア 原則として連合会の保険責任の $\frac{50}{80}$ を再保険する。

イ 伝染病や水害のように局地的に大発生する損害で一定の要件を満たすものについては、家畜異常事故としてその全額を再保険する。

責 任 分 担 図



(備考) 二段階制の責任分担

特定組合と政府の二段階制で行う場合の責任分担は、組合等保有責任相当部分と連合会保有責任相当部分を、単純に合わせた部分が特定組合の保有責任となり、残りが政府の保有責任となる。

8. 共済事故（法84①②③、法111の8、法115①③⑦、政令2の7、規則16、規則29の5、規則29の11、規則47の17）

(1) 共済事故の範囲

ア 死亡廃用事故

(ア) 死亡（と殺による死亡及び家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）（以下「家伝法」という。）第58条第1項(第4号に係る部分に限る。)の規定による手当金、同条第2項の規定による特別手当金又は同法第60条の2第1項の規定による補償金の交付の原因となる死亡を除く。家伝法による殺処分を含む。）

(イ) 次の場合における廃用（牛の胎児及び肉豚を除く。）

第1号 疾病、傷害によって死にひんした場合。

第2号 不慮の災厄によって救うことのできない状態に陥った場合（家伝法第58条第2項の規定による特別手当金又は同法第60条の2第1項の規定による補償金の交付の原因となると殺又は殺処分が行われることが判明したときを除く。）。

第3号 骨折、は行、両眼失明、BSE、牛白血病、創傷性心臓の炎症若しくは、特定の原因による採食不能であって治癒の見込みのないものによって使用価値を失った場合。

第4号 行方不明（盗難による場合を含む。）となった日から30日以上生死が明らかでない場合。

第5号 乳牛の雌、種雄牛又は種雄馬が繁殖能力を失った場合。

第6号 乳牛の雌が泌乳能力を失った場合。

第7号 牛が出生時において、奇形又は不具であることにより、将来の使用価値がないことが明らかな場合。

イ 疾病傷害事故（牛の胎児及び肉豚を除く。）

(2) 家畜異常事故

家畜異常事故による損害については、全額が再保険される。

家畜異常事故は、次に該当する場合である。

ア 牛肺疫によって家伝法の定めるところにより、家畜の移動又は移出を禁止又は制限された場合における死亡及び廃用事故。

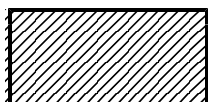
イ 激甚災害法及び天災融資法の規定によって天災として指定された激甚災害による特別被害地域における死亡及び廃用事故。

(3) 事故除外

次に該当する包括共済（肉豚については特定包括共済）加入者は、事故の一部を共済事故から除外して加入することができる（その分だけ共済掛金が軽減される。）。

包括共済対象 家畜の種類	事故除外できる者の基準
乳牛の雌等	共済掛金期間開始時の飼養頭数（胎児及び子牛を除く。）が6頭以上であつて、当該共済掛金期間の開始前5年間にわたり引き続き養畜の業務を営んだ経験を有する者
肉用牛等 種雄馬以外の馬 種豚	当該共済掛金期間の開始前5年間にわたり引き続き養畜の業務を営んだ経験を有する者
肉豚	共済掛金期間開始時の飼養頭数が200頭以上であつて、当該共済掛金期間の開始前5年間にわたり引き続き養畜の業務を営んだ経験を有する者

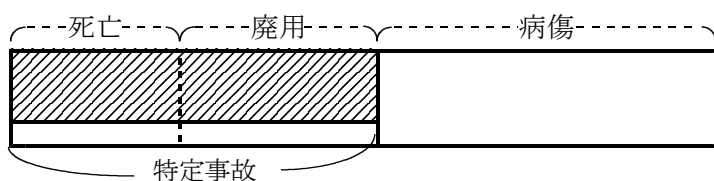
除外できる事故・・・



規則第29条の5

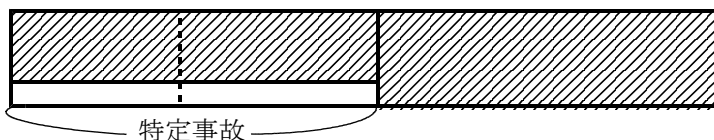
1号（特定事故以外の死廃事故）

（包括共済対象家畜の種類）



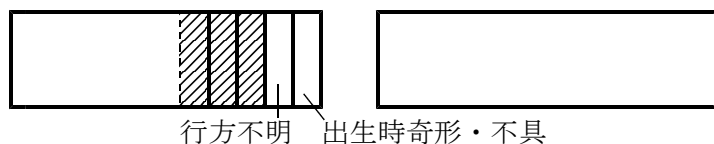
乳牛の雌等、肉用牛等、種雄馬以外の馬、種豚

2号（特定事故以外の死廃事故及び病傷事故の全部）



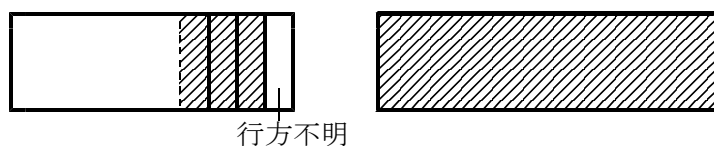
乳牛の雌等、肉用牛等、種雄馬以外の馬、種豚

3号（行方不明及び出生時奇形・不具以外の廃用事故）



肉用牛等

4号（行方不明以外の廃用事故及び病傷事故の全部）



種豚

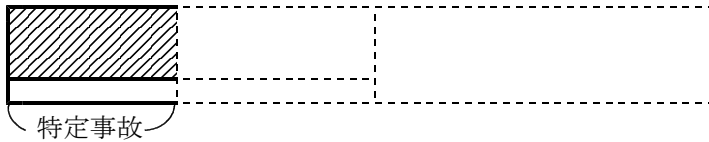
5号（病傷事故の全部）



乳牛の雌等、肉用牛等、種雄馬以外の馬、種豚

規則第47条の17

（特定事故以外の死亡事故）



肉豚（特定肉豚）

（注）特定事故とは、火災、伝染病（法定伝染病及び届出伝染病（特定肉豚にあっては、ニパウイルス感染症、豚エンテロウイルス性脳脊髄炎に限る。））又は自然災害による死廃事故をいう。

法定伝染病とは、家伝法第2条第1項に規定する家畜伝染病をいう。

届出伝染病とは、家伝法第4条第1項に規定する届出伝染病をいう。

9. 共済金（法116、法150の5の10、規則31の3、規則32、規則33、規則47の22）

(1) 死亡廃用事故による共済金

ア 死廃事故の共済金は、次の算式により計算する。

$$\text{共済金} = \left[\begin{array}{c} \text{肉皮等残存物価額、} \\ \text{事故家畜の価額－廃用家畜の評価額、} \\ \text{(胎児) 補償金等} \end{array} \right] \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}}$$

イ 肉皮等残存物価額については、その売渡価額を基準とし、廃用家畜の評価額については、最寄りの家畜市場における取引額を基準とする。

ただし、種雄牛以外の牛については、廃用家畜の枝肉価額又は売渡価額が、廃用家畜の体重又はその枝肉重量に応じて前年の枝肉取引価格から算出した額（以下「基準額」という。）を下回った場合、肉皮等残存物価額及び廃用家畜の評価額は、基準額を用いる。

なお、共済金の計算に用いる肉皮等残存物価額及び廃用家畜の評価額（基準額を用いた場合も含む。）は、事故家畜の価額の1/2を限度とする。

ウ てん補率（共済金額／共済価額）は、80／100を限度とする。

エ 実際に支払われる共済金は、上記算式により算出される額と、次に示す算式により算出される純損害額とのいずれか小さい額とする。

純損害額＝事故家畜の価額－（肉皮等残存物価額又は廃用家畜の評価額＋手当金＋補償金等）

なお、死亡又は廃用に係る事故のうち特定事故以外の事故については、一共済掛金期間内における共済金の累計額が共済金額に応じて定められる支払限度額までは支払われる。

オ 免責該当事項がある場合には、上記共済金から免責額を差し引いた額が支払われる。

(2) 疾病傷害事故による共済金

農林水産大臣が定める診療点数〔点数表には診療費（初診料を除く。）全体の評価に用いられるB種点数と、診療費のうち医療品等の直接費の評価に用いられるA種点数とがある。〕から次の算式によって算定する。

$$10\text{円} \times \text{B種点数} = \text{共済金}^*$$

* 加入者が負担した実診療費（初診料を除く。）を限度とし、一共済掛金期間内における共済金の累計額が共済金額に応じて定められる給付限度額までは支払われる。免責該当事項がある場合には、上記共済金から免責額を差し引いた額が支払われる。

10. 損害防止（法94、法95、法96、法128、法132①、法150の3、政令5）

加入者は、加入家畜について通常すべき管理や損害防止を怠ってはならない旨義務づけられている。また、組合等は損害防止に関し必要な指導又は指示を行うとともに損害防止のため必要な施設をすることができる。

連合会等が組合等に指示した次の疾病に係る損害防止については、国が経費の6割を負担する。

対 象 疾 病	対 象 家 畜
寄生虫を原因とする腸炎（以下「寄生虫性腸炎」という。）	牛（子牛に限る。）
子宮内膜炎その他の繁殖障害の原因となる生殖器の疾病（以下「繁殖障害」という。）	乳牛の雌、肉用牛（乳牛の雌及び種雄牛以外の牛）の雌及び種豚の雌
運動器疾患（骨疾患、運動器の腫瘍を除く。）	乳牛、肉用牛
乳房炎	乳牛
周産期疾患（第四胃変位、乳熱、ダウナー症候群及びケトン症に限る。）	乳牛

（注）子牛とは、出生後第5月の月の末日を経過しない牛をいう。

11. 家畜診療所（法96の2、法117、法126）

組合等及び農業共済組合連合会は、加入家畜の診療と損害防止を行うために家畜診療所を設けることができる。

- (1) 加入家畜の診療
- (2) 損害防止
- (3) 引受検査及び評価
- (4) 家畜共済の普及及び加入の推進
- (5) 畜産諸施策に対する協力
- (6) その他目的達成のため必要とする業務

第3 家畜共済の実績

1. 加入の状況

(1) 加入頭数

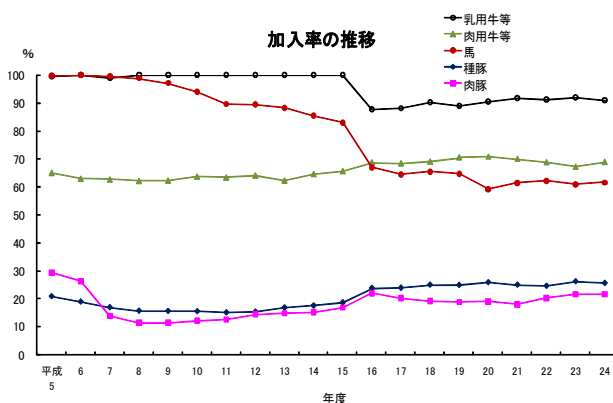
一般期間・短期・追加 (単位：千頭) 一般期間 (単位：千頭)

種類 年度	乳用牛等	肉用牛等	馬	大家畜計	種豚	肉豚	種類 年度	乳用牛等	肉用牛等	馬	大家畜計	種豚	肉豚
平成5	1,740	1,906 (720)	49	3,695	222	3,004	平成5	1,607	1,789 (694)	40	3,436	210	2,933
6	1,689	1,855 (681)	49	3,592	195	2,691	6	1,559	1,731 (656)	39	3,330	184	2,623
7	1,683	1,808 (659)	47	3,538	169	1,307	7	1,526	1,684 (635)	38	3,248	160	1,284
8	1,680	1,743 (650)	45	3,468	156	1,092	8	1,528	1,640 (625)	37	3,205	147	1,050
9	1,666	1,759 (642)	45	3,470	156	1,132	9	1,511	1,636 (612)	36	3,183	148	1,068
10	1,632	1,754 (637)	42	3,428	151	1,163	10	1,485	1,665 (617)	34	3,183	145	1,144
11	1,589	1,740 (635)	41	3,370	146	1,242	11	1,452	1,649 (612)	32	3,133	141	1,181
12	1,567	1,748 (631)	40	3,355	154	1,417	12	1,425	1,653 (610)	32	3,110	142	1,252
13	1,553	1,743 (626)	38	3,333	164	1,451	13	1,412	1,628 (595)	30	3,071	155	1,355
14	1,595	1,779 (638)	37	3,411	181	1,599	14	1,447	1,671 (612)	29	3,147	163	1,406
15	1,584	1,775 (631)	35	3,391	185	1,704	15	1,433	1,687 (614)	28	3,148	172	1,554
16	1,535 661.197	1,819 (624)	33	3,387	185	1,702	16	1,468 653.618	1,729 (607)	26	3,223	178	1,588
17	1,526 (799)	1,829 (628)	30	3,386	189	1,677	17	1,470 (788)	1,737 (607)	24	3,231	178	1,579
18	1,488 (862)	1,874 (639)	29	3,391	189	1,785	18	1,452 (854)	1,753 (602)	23	3,228	182	1,489
19	1,447 (887)	1,908 (656)	28	3,384	193	1,645	19	1,412 (878)	1,819 (634)	23	3,254	185	1,436
20	1,404 (876)	1,911 (670)	27	3,342	203	1,640	20	1,362 (858)	1,812 (642)	21	3,195	195	1,468
21	1,393 (881)	1,876 (666)	26	3,295	204	1,618	21	1,362 (874)	1,809 (652)	21	3,192	191	1,340
22	1,384 (891)	1,818 (641)	25	3,226	197	1,754	22	1,359 (883)	1,763 (629)	20	3,143	186	1,540
23	1,367 (890)	1,736 (624)	24	3,127	204	1,672	23	1,345 (882)	1,672 (602)	19	3,036	194	1,576
24	1,350 (879)	1,697 (612)	23	3,070	201	1,703	24	1,302 (850)	1,650 (599)	17	2,970	196	1,615

- (注) 1. 乳用牛等及び肉用牛等の()内は胎児数であり、外数である。
2. ラウンドの関係で、大家畜計は必ずしも一致しない。

(2) 加入率 (単位：%)

種類 年度	乳用牛等	肉用牛等	馬	種豚	肉豚
平成5	99.5	65.0	99.7	20.9	29.3
6	99.9	63.0	100.0	19.0	26.2
7	99.0	62.7	99.4	17.0	13.8
8	100.0	62.2	98.8	15.8	11.4
9	100.0	62.3	97.1	15.7	11.4
10	100.0	63.7	93.9	15.6	12.2
11	100.0	63.4	89.6	15.2	12.6
12	100.0	64.1	89.5	15.4	14.4
13	100.0	62.3	88.3	16.9	14.8
14	100.0	64.6	85.4	17.6	15.2
15	100.0	65.6	83.0	18.7	16.8
16	87.7	68.7	66.9	23.8	22.0
17	88.1	68.4	64.5	23.9	20.2
18	90.2	69.0	65.4	25.0	19.2
19	89.0	70.5	64.8	24.9	18.8
20	90.5	70.9	59.2	25.9	19.0
21	91.7	70.0	61.4	25.0	18.0
22	91.2	68.8	62.2	24.6	20.3
23	92.0	67.2	61.0	26.2	21.6
24	91.0	68.9	61.6	25.6	21.6



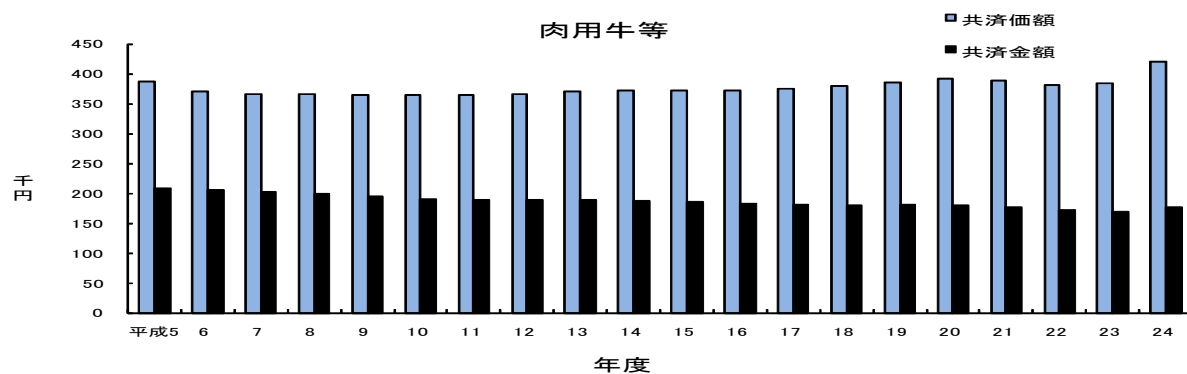
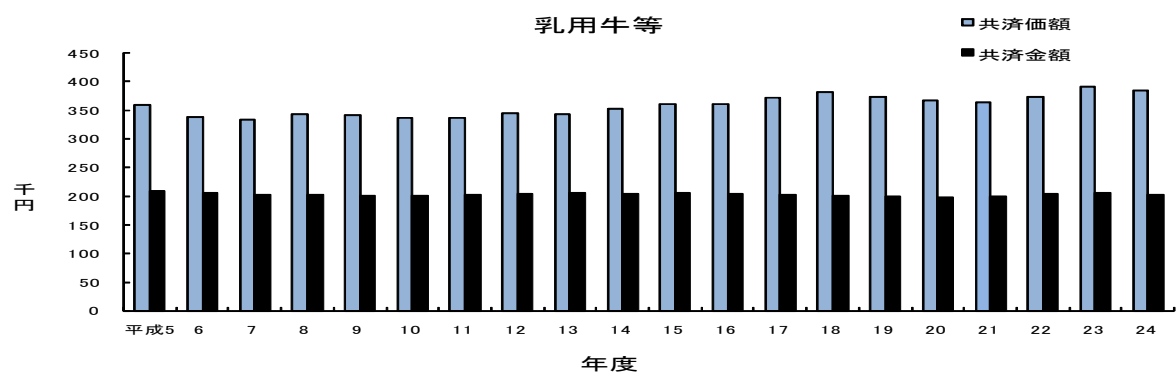
- (注) 1. 加入率＝加入頭数／有資格頭数×100
2. 有資格頭数は、平成15年度までは農林水産省「畜産統計」により牛馬については飼養頭数の80/100（ただし、馬については農用・食用馬の飼養頭数の80%に「軽種馬生産統計」の繁殖供用めす馬の頭数を加えた頭数、昭和61～平成15年度肉用牛等については、乳用種の飼養頭数に80/100を乗じた頭数と肉用種の頭数の合計頭数）、種豚については便宜上6か月以上の子取り用めす豚の頭数、肉豚については肥育豚の頭数であり、平成16年度からは連合会調べである。
3. 加入頭数は、各畜種とも一般期間加入の頭数を用いた。

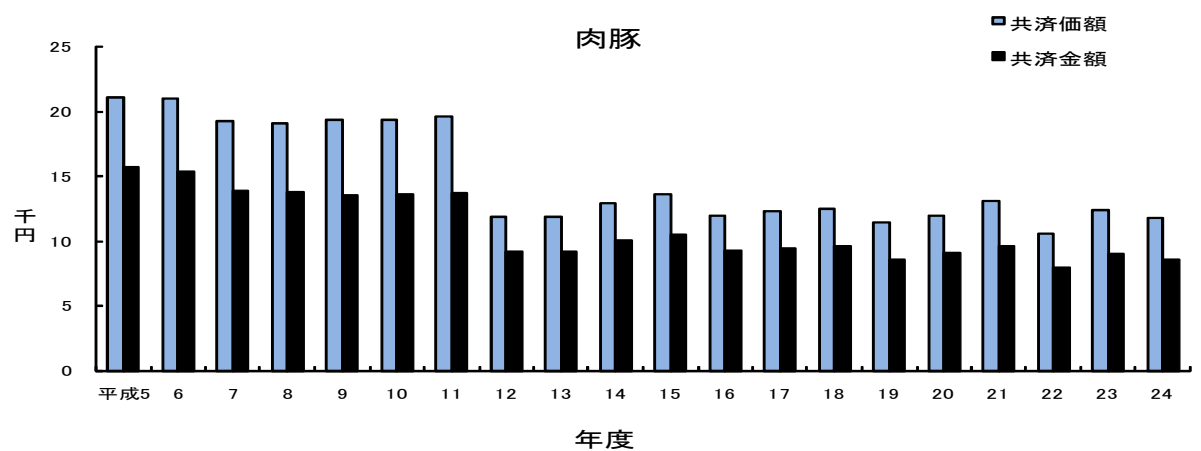
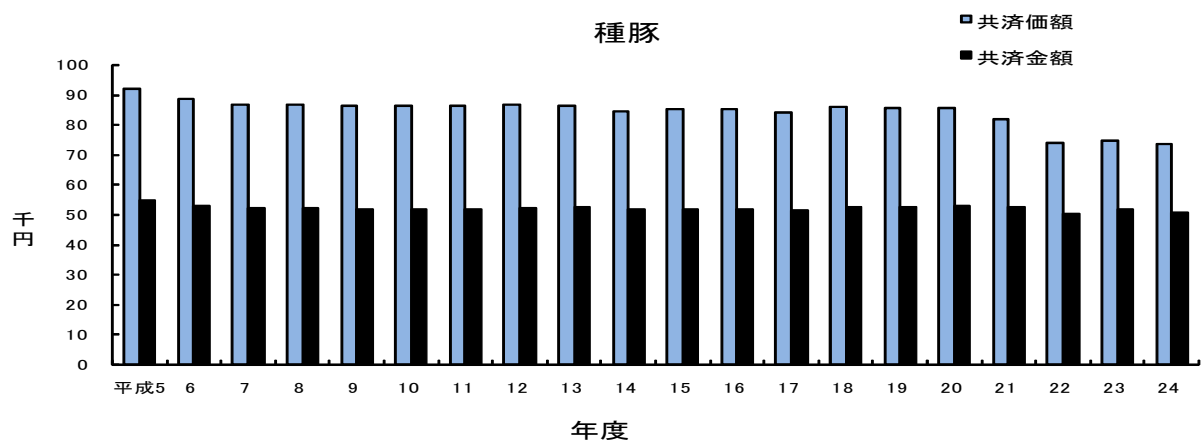
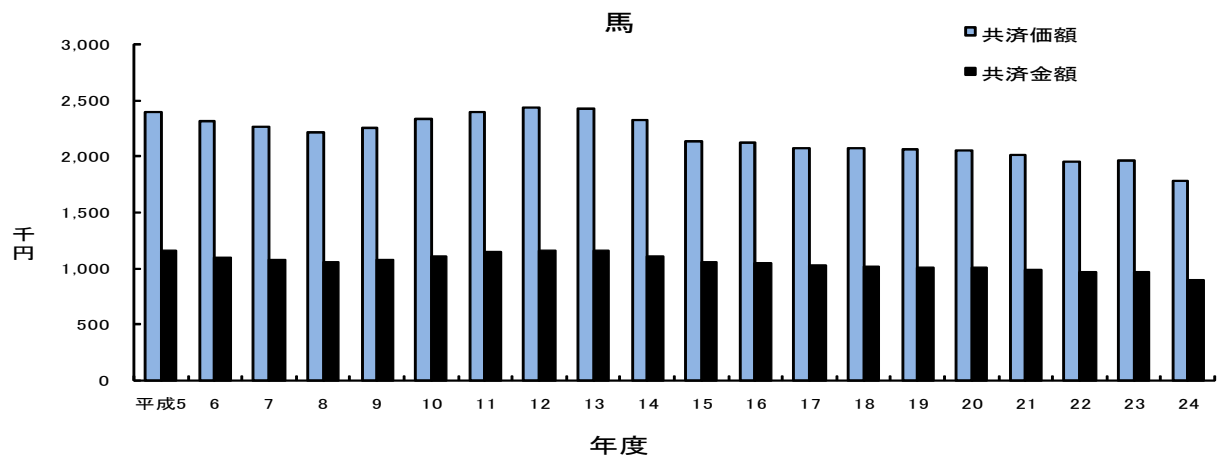
(3) 共済価額及び共済金額（１頭当たり）

（単位：千円，％）

種 類 年 度	乳 用 牛 等			肉 用 牛 等			馬			種 豚			肉 豚		
	共 済 価 額	共 済 金 額	付 保 割 合	共 済 価 額	共 済 金 額	付 保 割 合	共 済 価 額	共 済 金 額	付 保 割 合	共 済 価 額	共 済 金 額	付 保 割 合	共 済 価 額	共 済 金 額	付 保 割 合
平成5	358.4	208.4	58.1	388.6	209.5	53.9	2,395.5	1,158.9	48.4	92.2	54.7	59.3	21.1	15.7	74.4
6	337.7	205.2	60.8	370.8	205.6	55.4	2,311.7	1,101.9	47.7	88.6	53.0	59.8	21.0	15.4	73.3
7	333.3	203.0	60.9	367.0	202.5	55.2	2,265.7	1,081.6	47.7	87.0	52.4	60.2	19.3	13.9	72.0
8	342.6	202.1	59.0	366.5	200.3	54.7	2,216.2	1,060.8	47.9	86.8	52.4	60.4	19.1	13.8	72.3
9	342.1	201.7	59.0	365.2	194.9	53.4	2,255.5	1,077.7	47.8	86.5	51.9	60.0	19.4	13.5	69.9
10	337.1	200.7	59.5	364.7	191.2	52.4	2,336.6	1,111.7	47.6	86.5	51.7	59.8	19.4	13.6	70.1
11	336.3	202.8	60.3	364.6	189.5	52.0	2,395.5	1,143.9	47.8	86.3	51.9	60.1	19.6	13.7	69.9
12	344.0	204.7	59.5	366.3	188.9	51.6	2,434.4	1,160.8	47.7	86.8	52.4	60.4	11.9	9.2	77.3
13	343.6	205.9	59.9	371.0	189.4	51.1	2,423.2	1,161.2	47.9	86.5	52.5	60.7	11.9	9.2	77.3
14	352.2	203.8	57.9	373.1	187.6	50.3	2,326.6	1,111.1	47.8	84.7	52.0	61.4	12.9	10.1	78.3
15	360.0	205.7	57.1	373.3	186.1	49.9	2,137.0	1,053.7	49.3	85.3	52.0	61.0	13.6	10.5	77.2
16	360.9	203.7	56.4	373.2	182.8	49.0	2,124.9	1,046.1	49.2	85.4	51.9	60.8	12.0	9.3	77.5
17	371.8	202.1	54.4	375.7	181.6	48.3	2,072.7	1,029.2	49.7	84.3	51.4	61.0	12.3	9.5	77.4
18	381.6	200.7	52.6	380.4	180.5	47.5	2,070.1	1,014.6	49.0	86.2	52.8	61.3	12.5	9.6	76.7
19	373.3	199.9	53.6	386.5	181.1	46.9	2,060.2	1,009.8	49.0	85.9	52.5	61.1	11.5	8.6	74.6
20	367.5	198.1	53.9	392.1	180.2	45.9	2,055.1	1,010.0	49.1	85.8	53.0	61.8	12.0	9.1	75.9
21	363.8	199.9	54.9	389.1	177.5	45.6	2,014.7	985.8	48.9	81.8	52.8	64.5	13.1	9.6	73.2
22	374.2	204.3	54.6	381.4	173.2	45.4	1,953.3	964.5	49.4	74.0	50.5	68.2	10.6	8.0	75.4
23	391.0	205.6	52.6	384.8	170.3	44.3	1,967.6	962.8	48.9	74.9	51.7	69.1	12.4	9.1	73.3
24	384.3	202.9	52.8	421.6	178.0	42.2	1,779.1	894.3	50.3	73.5	50.6	68.8	11.8	8.6	72.7

- （注） 1. 一般期間加入のものである。
 2. 乳用牛等及び肉用牛等は胎児を除いたものである。
 3. 付保割合＝共済金額／共済価額×100





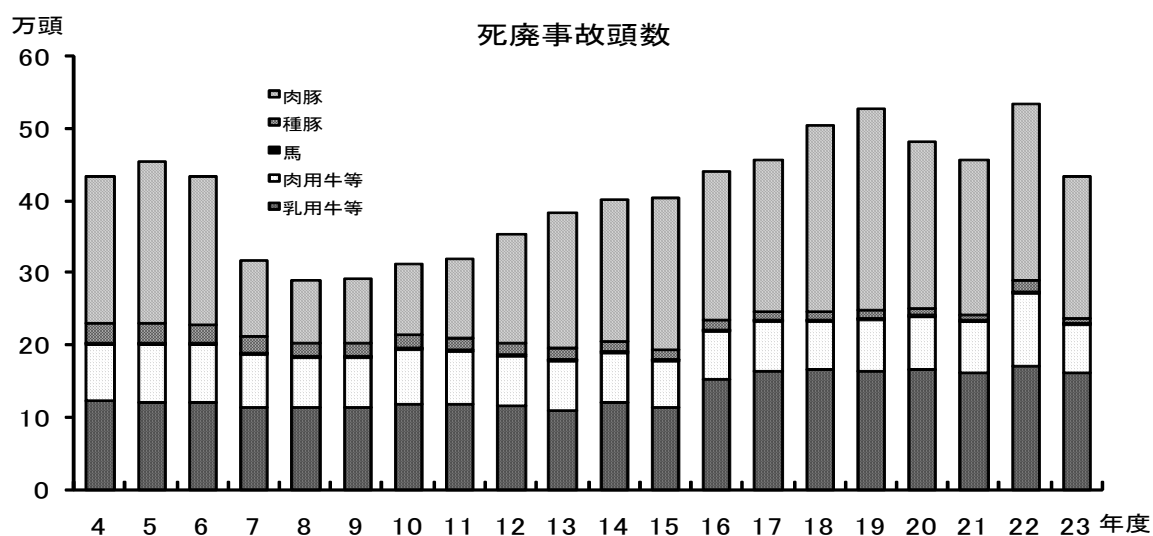
2 事故の状況

(乳用牛等の平成16年度からは胎児及び子牛が含まれている。)

(1) 死産事故頭数

(単位：頭)

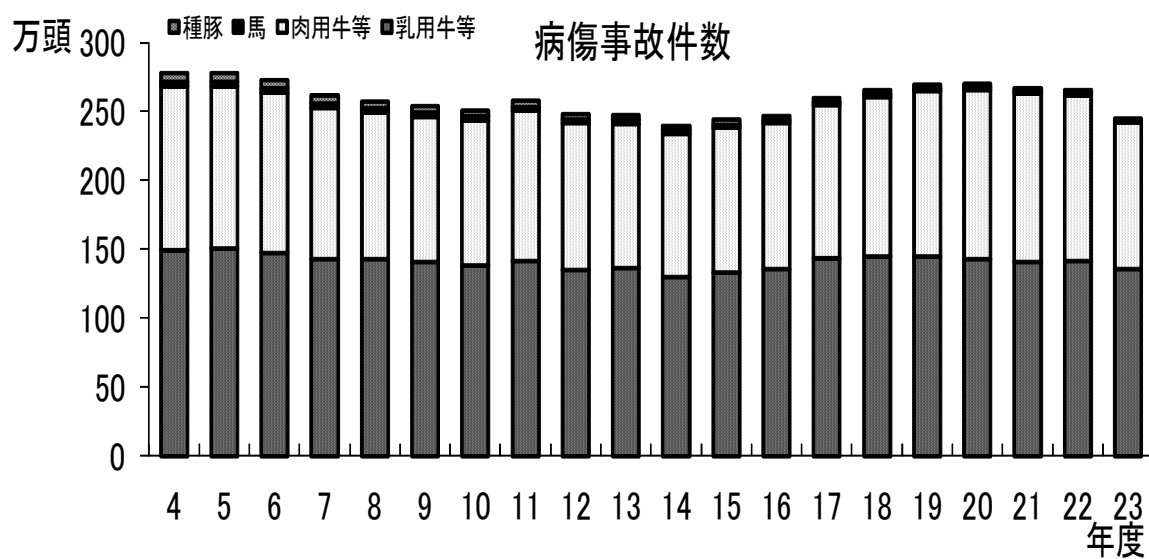
種類 年度	乳用牛等	肉用牛等	馬	種豚	肉豚
平成4	124,660	78,302	1,517	26,485	203,864
5	121,322	81,558	1,600	27,038	222,341
6	122,164	79,445	1,589	25,281	206,635
7	113,809	75,567	1,528	21,799	104,405
8	114,738	70,028	1,515	18,411	86,341
9	113,943	70,859	1,599	17,770	88,548
10	120,149	76,227	1,420	18,048	96,795
11	119,650	73,660	1,280	16,970	107,683
12	116,175	69,904	1,238	16,336	150,309
13	110,274	69,382	1,333	15,774	187,471
14	121,537	69,129	1,311	13,708	195,910
15	115,230	64,432	1,318	12,575	211,928
16	152,830	69,092	1,052	12,337	205,409
17	165,499	69,279	1,011	11,072	211,400
18	166,488	69,028	918	10,512	257,992
19	164,267	72,601	895	11,305	278,059
20	166,445	74,430	752	9,563	231,556
21	162,733	71,370	748	8,389	215,039
22	170,583	102,846	755	15,788	244,017
23	163,551	66,767	853	6,413	196,807



(2) 病傷事故件数

(単位:件)

種類 年度	乳用牛等	肉用牛等	馬	種豚
平成4	1,503,498	1,180,534	33,007	60,455
5	1,474,054	1,165,183	31,955	57,421
6	1,428,304	1,099,753	31,374	54,751
7	1,431,038	1,062,466	32,027	48,274
8	1,408,021	1,055,018	31,117	42,364
9	1,379,620	1,058,293	30,154	41,345
10	1,413,417	1,090,013	29,652	41,754
11	1,352,394	1,065,808	25,931	36,711
12	1,365,891	1,045,362	28,237	36,425
13	1,297,072	1,038,555	25,577	36,987
14	1,329,505	1,051,635	24,329	33,887
15	1,355,080	1,057,499	22,714	31,805
16	1,431,610	1,112,552	21,323	29,284
17	1,448,193	1,156,806	20,276	28,539
18	1,450,474	1,197,845	18,914	27,704
19	1,427,431	1,230,969	19,368	25,993
20	1,410,721	1,217,947	17,691	21,835
21	1,416,592	1,202,392	16,658	19,020
22	1,411,672	1,096,881	16,374	15,685
23	1,357,020	1,064,265	15,271	11,266



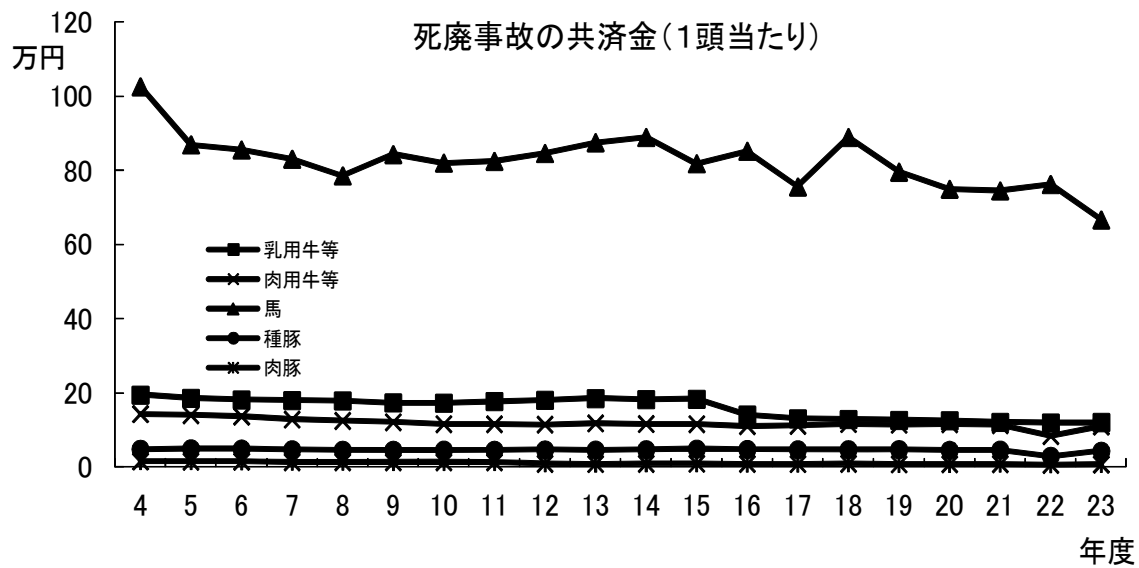
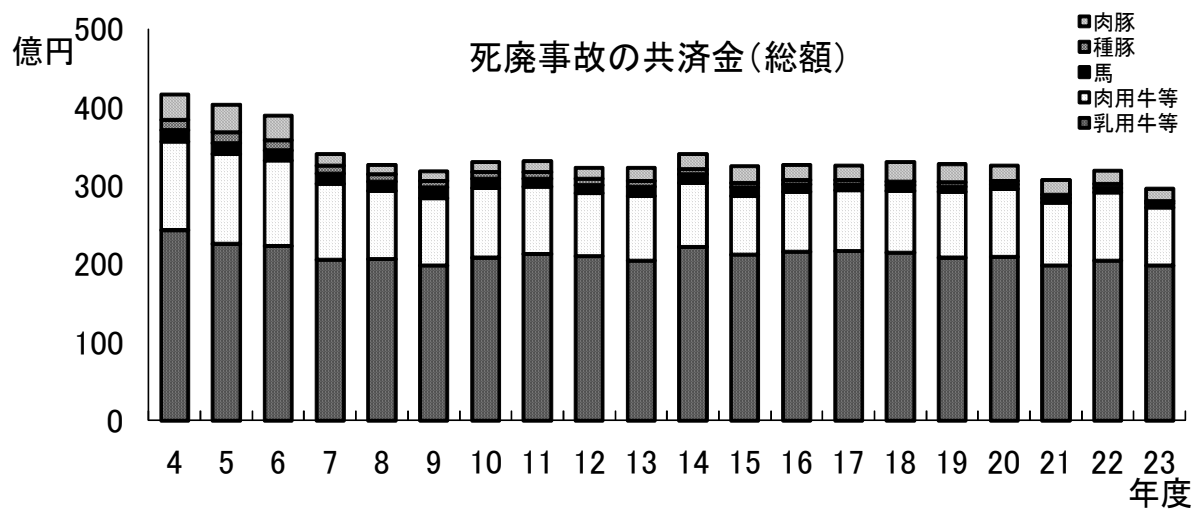
(3) 死廃事故の共済金

死廃事故の共済金

(単位：千円)

種類 年度	乳用牛等	肉用牛等	馬	種 豚	肉 豚
平成4	24,318,299 (195.1)	11,249,364 (143.7)	1,557,117 (1,026.4)	1,298,898 (49.0)	3,222,905 (15.8)
5	22,586,948 (186.2)	11,468,743 (140.6)	1,391,412 (869.6)	1,356,310 (50.2)	3,482,092 (15.7)
6	22,258,278 (182.2)	10,917,029 (137.4)	1,360,134 (856.0)	1,250,087 (49.4)	3,182,443 (15.4)
7	20,537,270 (180.5)	9,756,069 (129.1)	1,269,884 (831.1)	1,036,381 (47.5)	1,452,879 (13.9)
8	20,588,094 (179.4)	8,776,447 (125.3)	1,190,696 (785.9)	854,287 (46.4)	1,200,757 (13.9)
9	19,810,065 (173.9)	8,618,524 (121.6)	1,348,978 (843.6)	820,556 (46.2)	1,198,055 (13.5)
10	20,806,813 (173.2)	8,881,352 (116.5)	1,164,981 (820.4)	839,843 (46.5)	1,306,302 (13.5)
11	21,280,177 (177.9)	8,567,940 (116.3)	1,056,359 (825.3)	784,369 (46.2)	1,456,241 (13.5)
12	20,985,329 (180.6)	8,066,448 (116.7)	1,047,793 (846.4)	770,699 (47.2)	1,450,239 (9.6)
13	20,468,303 (185.6)	8,222,123 (118.5)	1,167,188 (875.6)	738,027 (46.8)	1,697,946 (9.1)
14	22,217,648 (182.8)	8,082,444 (116.9)	1,166,109 (889.5)	654,167 (47.7)	1,886,434 (9.6)
15	21,165,254 (183.7)	7,499,012 (116.4)	1,079,132 (818.8)	619,271 (49.2)	2,097,634 (9.9)
16	21,543,858 (141.0)	7,696,394 (111.4)	896,955 (852.6)	597,337 (48.4)	1,896,184 (9.2)
17	21,663,652 (130.9)	7,751,841 (111.9)	764,608 (756.3)	527,331 (47.6)	1,882,950 (8.9)
18	21,455,947 (128.9)	7,866,850 (114.0)	729,755 (794.9)	502,480 (47.8)	2,442,924 (9.5)
19	20,843,838 (126.9)	8,364,366 (115.2)	712,632 (796.2)	542,312 (48.0)	2,249,921 (8.1)
20	20,933,861 (125.8)	8,679,488 (116.6)	564,053 (750.1)	441,293 (46.1)	1,930,897 (8.3)
21	19,749,600 (121.4)	8,124,083 (113.8)	557,742 (745.6)	390,252 (46.5)	1,899,277 (8.8)
22	20,465,105 (120.0)	8,688,716 (84.5)	575,927 (762.8)	472,404 (29.9)	1,682,113 (6.9)
23	19,803,080 (121.1)	7,392,200 (110.7)	569,173 (667.3)	279,457 (43.6)	1,525,568 (7.8)

(注) () 内は1頭当たりの共済金の額である。



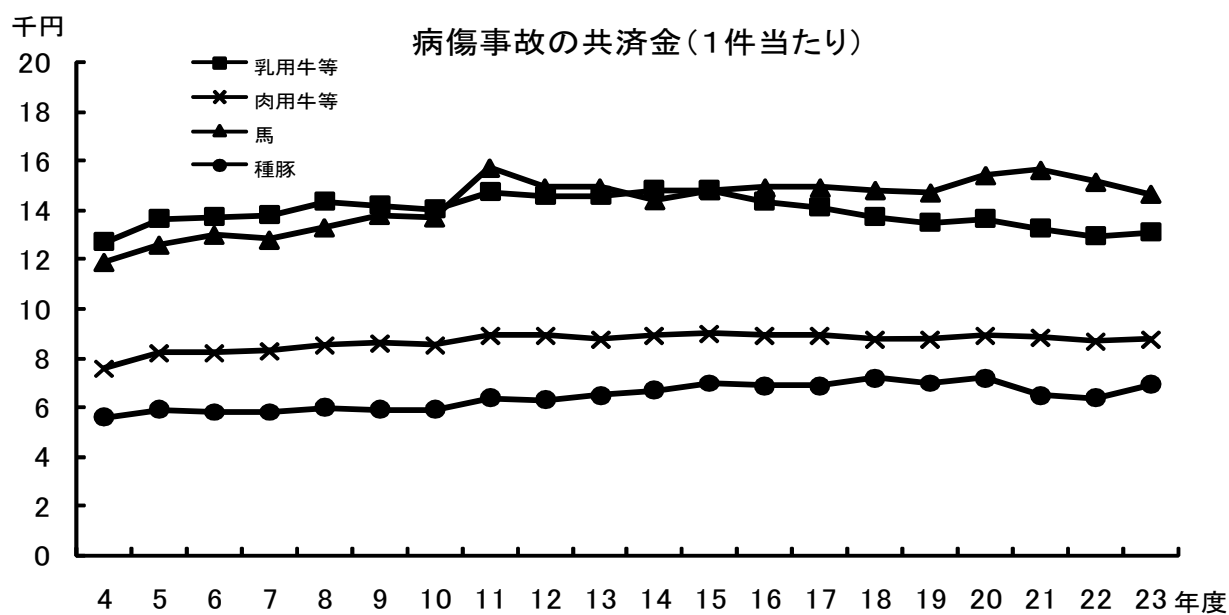
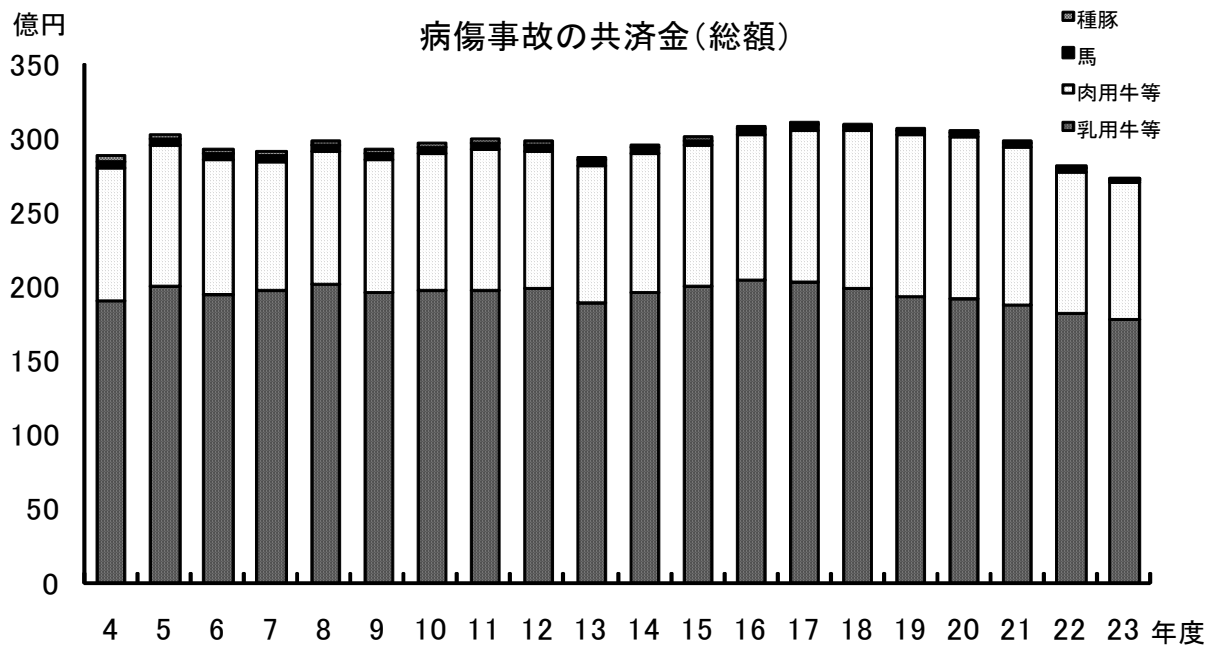
(4) 病傷事故の共済金

病傷事故の共済金

(単位：千円)

種類 年度	乳用牛等	肉用牛等	馬	種 豚
平成4	19,120,909 (12.7)	8,982,264 (7.6)	393,021 (11.9)	340,210 (5.6)
5	20,054,358 (13.6)	9,498,887 (8.2)	403,212 (12.6)	339,257 (5.9)
6	19,564,793 (13.7)	9,031,034 (8.2)	409,065 (13.0)	318,027 (5.8)
7	19,734,649 (13.8)	8,767,288 (8.3)	409,775 (12.8)	278,243 (5.8)
8	20,166,279 (14.3)	9,005,141 (8.5)	414,212 (13.3)	255,553 (6.0)
9	19,583,512 (14.2)	9,075,131 (8.6)	414,859 (13.8)	245,854 (5.9)
10	19,727,993 (14.0)	9,307,353 (8.5)	405,754 (13.7)	246,956 (5.9)
11	19,819,079 (14.7)	9,492,902 (8.9)	406,350 (15.7)	233,511 (6.4)
12	19,895,439 (14.6)	9,314,569 (8.9)	421,771 (14.9)	230,166 (6.3)
13	18,993,829 (14.6)	9,191,070 (8.8)	381,133 (14.9)	238,839 (6.5)
14	19,640,763 (14.8)	9,406,300 (8.9)	349,534 (14.4)	226,757 (6.7)
15	20,114,747 (14.8)	9,481,723 (9.0)	336,296 (14.8)	221,439 (7.0)
16	20,445,618 (14.3)	9,885,353 (8.9)	317,819 (14.9)	201,051 (6.9)
17	20,365,375 (14.1)	10,260,881 (8.9)	302,753 (14.9)	196,773 (6.9)
18	19,913,854 (13.7)	10,592,130 (8.8)	280,340 (14.8)	199,833 (7.2)
19	19,341,314 (13.5)	10,891,882 (8.8)	284,500 (14.7)	182,739 (7.0)
20	19,203,755 (13.6)	10,897,869 (8.9)	271,703 (15.4)	156,467 (7.2)
21	18,786,072 (13.3)	10,644,141 (8.9)	260,093 (15.6)	123,604 (6.5)
22	18,283,863 (13.0)	9,534,412 (8.7)	247,800 (15.1)	100,030 (6.4)
23	17,792,855 (13.1)	9,319,959 (8.8)	223,687 (14.6)	78,003 (6.9)

(注) () 内は1件当たりの共済金の額である。



(5) 死産事故の多発疾病

(乳用牛等)

(単位：頭)

	胎子異常	心不全	乳房炎	脱 臼	関節炎	腸 炎	口蹄疫	総事故頭数
23	42,226	21,176	12,464	7,467	7,335	7,029	-	163,551
22	41,338	21,382	13,690	7,906	8,168	6,885	2,484	170,583
21	40,613	18,504	13,993	7,902	7,643	6,896	-	162,733

(肉用牛等)

	肺 炎	胎子異常	心不全	腸 炎	急性鼓脹症	新生子疾患	口蹄疫	総事故頭数
23	12,159	11,608	10,407	5,219	3,870	3,563	-	66,767
22	12,324	12,199	10,517	5,628	4,324	3,737	33,324	102,846
21	12,622	12,470	10,021	5,902	4,573	3,625	-	71,370

(種豚)

	心不全	肺 炎	脱 臼	子宮脱	関節炎	産褥熱	口蹄疫	総事故頭数
23	2,943	784	477	452	411	274	-	6,413
22	3,012	937	432	625	480	283	8,916	15,788
21	3,347	1,138	641	667	661	337	-	8,389

(注) 病名は平成23年度に発生が多い順(上位6位)に並べたものである。

また、参考として平成22年度には口蹄疫(疑似患畜及びワクチン接種畜)による事故頭数を記載した。

(6) 病傷事故の多発疾病

(乳用牛等)

(単位：件)

	乳房炎	黄体遺残	肺 炎	腸 炎	卵巣静止	乳 熱	総事故件数
23	399,246	94,921	79,743	78,183	63,327	58,752	1,357,020
22	421,302	96,235	81,027	77,626	66,724	59,664	1,411,672
21	410,217	101,462	74,535	79,027	71,618	61,214	1,416,592

(肉用牛等)

	腸 炎	肺 炎	気管支炎	卵巣静止	黄体遺残	胃腸炎	総事故件数
23	240,935	197,619	142,939	51,646	39,507	35,679	1,064,265
22	245,138	196,912	155,286	52,969	39,608	39,079	1,096,881
21	287,874	205,638	161,394	60,007	40,798	47,906	1,202,392

(種豚)

	肺 炎	卵巣静止	産褥熱	気管支炎	関節炎	難産	総事故件数
23	3,259	1,334	1,310	677	655	594	11,266
22	4,217	1,225	1,710	688	748	529	15,685
21	5,111	1,296	2,254	690	1,028	832	19,020

(注) 病名は平成23年度に発生が多い順(上位6位)に並べたものである。

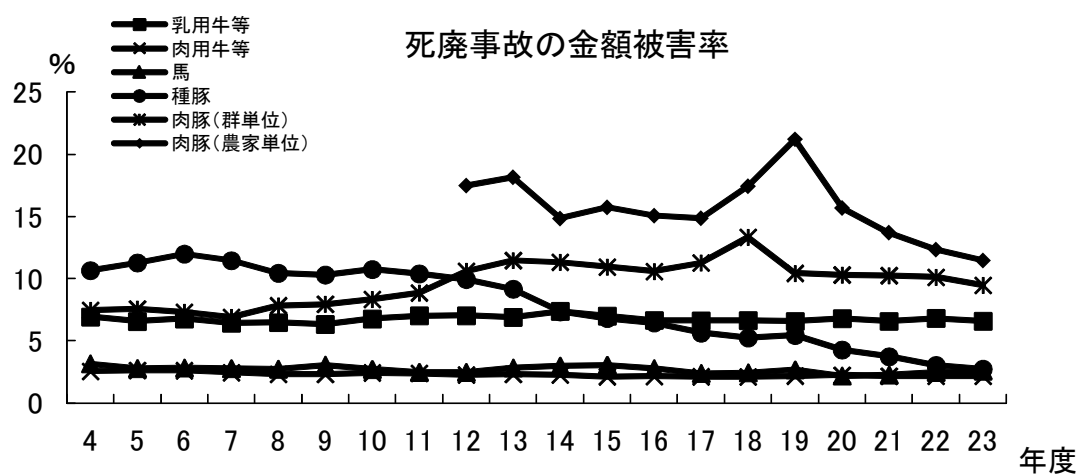
3 金額被害率

(1) 死廃事故の金額被害率

(単位: %)

種類 年度	乳用牛等	肉用牛等	馬	種豚	肉豚	
					群単位	農家単位
平成4	6.93	2.56	3.17	10.66	7.47	
5	6.57	2.63	2.79	11.28	7.58	
6	6.77	2.62	2.84	11.99	7.31	
7	6.43	2.46	2.78	11.46	6.36	
8	6.48	2.32	2.74	10.45	7.84	
9	6.33	2.33	3.06	10.31	7.95	
10	6.77	2.44	2.72	10.75	8.35	
11	7.02	2.40	2.49	10.40	8.87	
12	7.03	2.27	2.49	9.95	10.61	17.48
13	6.91	2.32	2.83	9.17	11.47	18.15
14	7.38	2.28	2.99	7.35	11.34	14.84
15	7.01	2.13	3.05	6.82	10.95	15.73
16	6.66	2.15	2.78	6.46	10.59	15.05
17	6.63	2.13	2.54	5.64	11.27	14.86
18	6.65	2.11	2.59	5.25	13.34	17.43
19	6.58	2.18	2.67	5.45	10.44	21.20
20	6.81	2.25	2.19	4.28	10.31	15.66
21	6.58	2.17	2.28	3.74	10.26	13.69
22	6.82	2.17	2.49	3.04	10.12	12.33
23	6.58	2.17	2.59	2.74	9.48	11.46

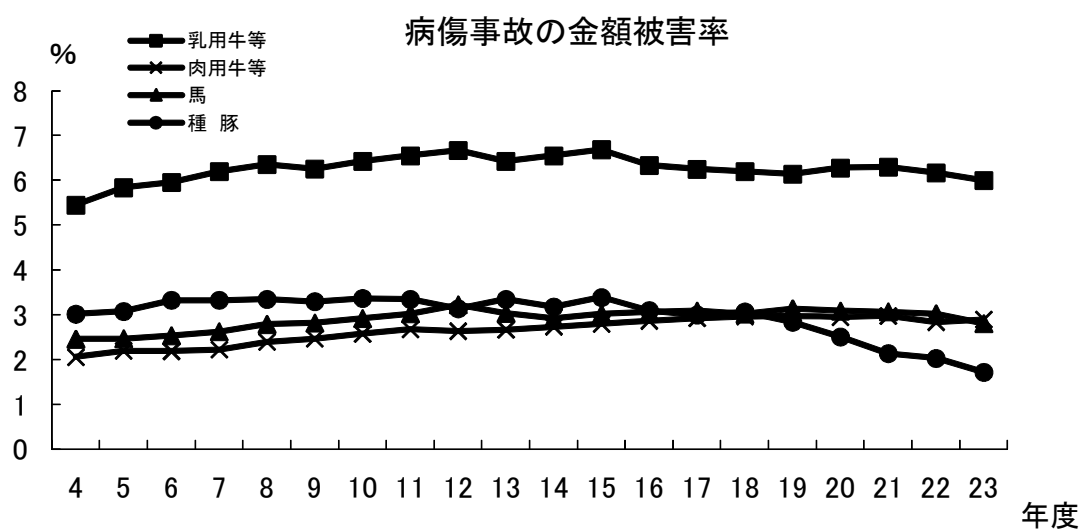
(注) 被害率算定に当たり、家畜異常事故（平成22年度においては、宮城県の大東日本大震災に係る家畜異常事故及び宮崎県の口蹄疫による家畜異常事故（口蹄疫による事故は平成22年度までは家畜異常事故に含まれる。））及び口蹄疫ワクチン接種畜の事故は含めていない。



(2) 病傷事故の金額被害率

(単位:%)

種類 年度	乳用牛等	肉用牛等	馬	種 豚
平成4	5.45	2.06	2.46	3.02
5	5.84	2.20	2.47	3.08
6	5.96	2.19	2.54	3.33
7	6.19	2.23	2.63	3.33
8	6.36	2.40	2.79	3.35
9	6.26	2.47	2.82	3.30
10	6.43	2.58	2.92	3.37
11	6.55	2.68	3.03	3.35
12	6.68	2.67	3.23	3.24
13	6.43	2.67	3.04	3.35
14	6.55	2.74	2.93	3.18
15	6.69	2.80	3.02	3.39
16	6.34	2.87	3.06	3.10
17	6.25	2.93	3.07	3.00
18	6.20	2.97	3.00	3.07
19	6.14	2.96	3.14	2.84
20	6.28	2.95	3.09	2.51
21	6.30	2.98	3.07	2.14
22	6.17	2.84	3.03	2.03
23	6.00	2.90	2.81	1.72



4 特 別 会 計

家畜勘定の収支

(単位：百万円)

年度	収入 (A)	支出 (B)	差引過△不足	
			(A)-(B)	累計
昭26	1,308	1,586	△ 278	△ 489
27	1,580	1,838	△ 258	△ 747
28	1,750	1,597	153	△ 594
29	2,157	2,304	△ 146	△ 740
30	2,240	2,461	△ 220	△ 960
31	2,316	2,473	△ 156	△ 1,117
32	2,359	2,536	△ 176	△ 1,294
33	2,526	2,553	△ 26	△ 1,321
34	2,718	2,816	△ 98	△ 1,419
35	3,057	2,948	108	△ 1,311
36	2,755	2,525	230	△ 1,081
37	2,681	2,708	△ 27	△ 1,108
38	3,320	3,553	△ 232	△ 1,340
39	3,647	3,550	96	△ 1,244
40	3,455	3,270	184	△ 1,060
41	3,537	3,384	152	△ 907
42	3,397	3,267	130	△ 777
43	4,249	4,035	214	△ 562
44	6,502	6,229	273	△ 288
45	7,411	7,182	229	△ 59
46	7,370	7,315	54	△ 5
47	8,881	8,052	829	823
48	10,283	9,325	958	1,782
49	11,144	12,132	△ 988	794
50	14,022	14,371	△ 349	444
51	17,417	16,960	457	902
52	20,030	19,558	472	1,374
53	22,487	22,024	462	1,836
54	25,833	24,858	974	2,811
55	28,753	27,391	1,362	4,174
56	31,570	30,685	884	5,058
57	33,697	30,862	2,835	7,894
58	35,050	33,296	1,753	9,648
59	36,022	34,074	1,947	11,595
60	36,822	36,483	338	11,934
61	39,980	37,236	2,743	14,678
62	41,429	39,609	1,820	16,499
63	42,532	40,408	2,124	18,623

(単位：百万円)

年度	収入 (A)	支出 (B)	差引過△不足	
			(A)-(B)	累計
平元	42,281	43,414	△ 1,132	17,491
2	44,895	49,248	△ 4,352	13,138
3	45,921	50,813	△ 4,892	8,245
4	51,009	54,945	△ 3,935	4,309
5	51,624	53,066	△ 1,441	2,868
6	52,148	51,770	378	3,246
7	55,947	50,229	5,718	8,964
8	55,711	48,759	6,952	15,917
9	52,277	45,901	6,375	22,292
10	48,360	45,965	2,395	24,688
11	47,995	45,960	2,035	26,724
12	45,833	44,415	1,417	28,141
13	44,095	42,743	1,352	29,494
14	44,060	43,729	330	29,824
15	43,789	43,532	257	30,082
16	44,111	43,599	512	30,594
17	44,675	42,395	2,280	32,874
18	44,586	44,715	△ 129	32,754
19	46,167	44,172	1,995	34,749
20	45,624	43,403	2,220	36,960
21	44,760	41,978	2,782	39,742
22	41,328	41,532	△ 204	39,538
23	37,966	39,024	△ 1,057	38,480
24	36,040	38,118	△ 2,078	36,402

(注) 単位未満は、切り捨てのため計と一致しないものがある。

5 特定損害防止事業の実績

特定損害防止事業の対象疾病、実施方法等を見直し、平成21年度から開始したため、表を(1)・(2)に分けて作成した。

(1) 平成20年度までの検査頭数

(単位:千頭)

年度	種類	乳 牛						肉 用 牛						馬 骨軟症	
		繁殖障害	ケトン症	乳房炎	性金属疾患異物	肝蛭症	ブピマロ病プラ	計	繁殖障害	尿石症	性金属疾患異物	肝蛭症	ブピマロ病プラ		計
昭和61		220	200	345	256	215	28	1,263	81	116	204	293	16	710	5
62		224	197	317	239	210	29	1,217	78	123	198	287	16	702	5
63		220	200	314	242	204	30	1,210	72	114	189	264	15	656	5
平成元		223	209	306	244	192	28	1,202	73	118	187	260	15	653	5
2		224	206	314	231	187	25	1,187	76	108	194	275	15	668	5
3		232	204	325	229	175	23	1,188	79	112	189	267	14	661	5
4		253	204	333	240	167	20	1,217	83	116	192	266	15	673	5
5		257	214	343	246	169	22	1,251	89	123	203	257	15	687	5
6		270	216	359	259	164	21	1,290	91	119	206	247	16	679	6
7		269	211	350	258	159	20	1,267	94	128	211	245	15	693	7
8		279	213	347	267	132	20	1,258	96	122	205	240	15	678	7
9		278	202	338	272	115	15	1,220	96	107	192	217	13	626	3
10		281	205	339	268	109	14	1,216	99	105	191	203	13	610	2
11		255	157	253	171	90	12	940	96	95	133	128	8	461	1
12		257	143	219	237	75	9	941	92	86	157	144	11	490	1
13		269	130	208	151	54	3	823	86	91	123	110	8	418	1
14		303	107	184	139	52	2	787	81	87	112	101	6	387	0
15		306	115	171	128	53	7	780	85	79	112	100	7	383	0
16		320	118	170	131	54	7	799	91	85	113	104	7	399	0
17		353	121	173	130	55	7	839	88	75	102	97	7	368	0
18		369	84	159	106	28	4	750	91	77	81	82	5	336	0
19		403	80	170	96	24	3	776	90	79	82	82	3	336	0
20		387	72	147	83	19	3	711	86	75	70	70	3	304	0

(2) 平成21年度以降の検査頭数

(単位:千頭)

年度 種類		乳牛						肉用牛						種豚	
		繁殖障害	疾患 周産期	乳房炎	性金属 疾患異物	疾患 運動器	腸炎 寄生虫性	計	繁殖障害	尿石症	性金属 疾患異物	疾患 運動器	腸炎 寄生虫性		計
21		167	21	31	27	13	1	261	30	12	6	2	11	61	2
22		164	17	24	29	9	1	244	26	9	6	3	10	54	2
23		161	19	26	5	8	2	221	25	6	6	0.3	10	47	3
24		159	23	20	-	8	1	211	25	-	-	3	10	38	3

(注) (1)及び(2)について

- 1 家畜共済損害防止事業交付金に基づく事業実績による。
- 2 頭数は延べ検査頭数である。
- 3 ラウンドの関係で、内訳と計は一致しないことがある。
- 4 平成24年度から金属異物性疾患及び尿石症は対象としていない。

6 家畜診療所の設置状況

(1) 推移

	平成3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
設置数	か所 450	443	430	408	396	394	381	362	340	330	324
診療所の 獣医師数	人 1,839	1,880	1,894	1,914	1,921	1,887	1,843	1,798	1,828	1,686	1,662
1か所あたり 獣医師数	人 4.1	4.2	4.4	4.7	4.9	4.8	4.8	5.0	5.4	5.1	5.1

	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
設置数	か所 313	307	300	288	283	281	278	280	281	276	277
診療所の 獣医師数	人 1,644	1,640	1,659	1,660	1,681	1,679	1,693	1,720	1,729	1,737	1,725
1か所あたり 獣医師数	人 5.3	5.3	5.5	5.8	5.9	6.0	6.1	6.1	6.2	6.3	6.2

(注) 各年度とも4月1日現在

(2) 設置主体別の状況（平成24年4月1日現在）

設置主体	設置数	診療所の獣医師数
組合	177 か所	1,156 人
市町村	3	15
連合会	97	554
計	277	1,725

〔参考〕

家畜飼養の概況（平成25年2月1日現在）

項目 畜種	飼養戸数	飼養頭数	搾乳牛の経産 牛に対する割合	1戸当たり 飼養頭数	対前年比	
					飼養戸数	飼養頭数
	戸	千頭	%	頭	%	%
乳用牛	19,400	1,423	86.5	73.4	96.5	98.2
肉用牛	61,300	2,642	－	43.1	94.0	97.0
豚	5,570	9,685	－	1,738.8	95.4	99.5

(注) 1. 農林水産省「畜産統計」による。
2. 経産牛とは、分娩経験のある牛をいい、搾乳牛と乾乳牛とに分けられる。